

**平成24年度 財政援助団体等監査（期） 指摘事項措置状況**  
**〈財団法人 神戸市地域医療振興財団〉**

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>会計に関する事務</p> <p>ア 手元現金の精算処理</p> <p>手元現金の取扱いについて、次のような事例が散見された。</p> <p>財団は手元現金取扱要綱に基づき、資金前渡した手元現金で少額の現金払いをしているが、手元現金使用決議書兼精算書において、(ア)決裁日と同書に添付された領収証の日付とが10日間以上乖離しているものや、(イ)領収証に日付のないもの、(ウ)領収証の発行者印（担当者印）がないもの、(エ)領収証に但し書きがなく購入したものが不明のものがあった。これらについては、現金取扱いの趣旨から必ずしも適正な支払い、あるいは事務処理とは言い難い面がある。</p> <p>今後は、精算処理を速やかに行うとともに領収証の記載内容を十分確認するべきである。</p>	<p>手元現金の制度は、少額であったり、一回限りの取引というような継続的な取引とはならないもので、後払いの振込による支払が困難な場合に、現金で支払し即時に取引を完了させ、迅速な調達等を図ることによって、現場における日々の需要に対応する制度です。</p> <p>そのため相手方は多岐にわたり、領収証書等形式要件を備えていない場合がしばしば見受けられます。</p> <p>ご指摘の不備については、手元現金使用者に対し、購入時レシートで精算添付資料として足りることや、精算処理を速やかに行うことについて職員への周知をし、今後同様の事例が起こらないよう対策を講じました。</p>	<p style="text-align: center;">措置済</p>

<p>会計に関する事務</p> <p>イ 前渡金精算の時期</p> <p>職員の学会・研修会参加費用等の精算について、財団の会計規程では「資金前渡及び概算払いによる経費は、用務終了後 5 日以内に支払精算書を作成しなければならない」と規定するとともに、実際に学会・研修会に参加した最終日を用務終了日として運用し、事情により参加できなくなった場合には、前渡金の戻入で処理をしている。</p> <p>支出決議書兼精算書を確認したところ、精算にあたり用務終了を確認する証拠書類として添付されている参加証や終了証の発行が遅いため、用務終了日から精算日までに 1 ヶ月以上経過している事例が散見された。</p> <p>用務終了日を参加費用等支払日に改めるか、または、用務の終了をできるだけ速やかに確認する方法を検討するなど、5 日以内の精算を確実に実施するべきである。</p>	<p>病院では様々な職種の職員が日常業務で多忙な中においても、研修に参加して研鑽を積んでいます。その参加費を資金前途した場合に、前渡金精算のための用務終了確認に日数がかかっていたとの指摘でありました。</p> <p>前渡金については、資金交付時に精算期限について厳しく指導するとともに、各所属長が職員の用務終了および精算状況について確認をするなど、今後同様の事例が起こらないよう対策を講じました。</p>	<p>措置済</p>
---	--	------------

<p>会計に関する事務</p> <p>ウ 減価償却費の内訳</p> <p>特別会計の正味財産増減計算書における医業費用の減価償却費の内訳を総勘定元帳で確認したところ、貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金戻入額が計上されていた。</p> <p>(事例)</p> <table border="1" data-bbox="226 600 756 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物減価償却費</td> <td>8,843,113</td> </tr> <tr> <td>医療機器減価償却費</td> <td>402,418,028</td> </tr> <tr> <td>什器備品減価償却費</td> <td>24,520,325</td> </tr> <tr> <td>保証金繰延償却費</td> <td>2,400,000</td> </tr> <tr> <td>開発費繰延償却費</td> <td>42,855,204</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用償却費</td> <td>55,185,944</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>12,843,580</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金戻入額</td> <td>12,678,403</td> </tr> <tr> <td>医業費用 減価償却費</td> <td>536,387,791</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸倒引当金は、将来の金銭債権の貸倒見積高にかかる費用であり、医業費用の経費として計上するべきである。</p>		金額(円)	構築物減価償却費	8,843,113	医療機器減価償却費	402,418,028	什器備品減価償却費	24,520,325	保証金繰延償却費	2,400,000	開発費繰延償却費	42,855,204	長期前払費用償却費	55,185,944	貸倒引当金繰入額	12,843,580	貸倒引当金戻入額	12,678,403	医業費用 減価償却費	536,387,791	<p>24年度より貸倒引当関連について適正に計上いたします。</p>	<p>措置済</p>
	金額(円)																					
構築物減価償却費	8,843,113																					
医療機器減価償却費	402,418,028																					
什器備品減価償却費	24,520,325																					
保証金繰延償却費	2,400,000																					
開発費繰延償却費	42,855,204																					
長期前払費用償却費	55,185,944																					
貸倒引当金繰入額	12,843,580																					
貸倒引当金戻入額	12,678,403																					
医業費用 減価償却費	536,387,791																					
<p>財産管理に関する事務</p> <p>ア 償還金の納付時期</p> <p>財団が管理している地域医療ホールにおいては、市民向け講座や講演会、各種教室、各種検診等が行われており、その使用にあたり各々の使用者から償還金を収入している。償還金の納付について、同ホールの管理規程では理事長が特に認めるときのみ後納することができることになっている。</p> <p>最も利用の多い本市西区保健福祉部が償還金を3ヶ月毎にまとめて後納している事例が見受けられたが、その根拠となる決裁等が確認できなかった。公共機関が使用している事例ではあるものの、規定に則った適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>市では後払いの一般支払が原則であるとのルールに合わせ、当財団としても便宜を図っていたのですが、償還金収入を3カ月ごとまとめて後納されている根拠となる決裁等が確認できなかったため、再度決裁を取り直し是正しました。</p>	<p>措置済</p>																				